

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

仁木町

目 次

第1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
1	仁木町農業の概況	1
2	仁木町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	8
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	10
2	本町が主体的に行う取組	11
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	11
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	11
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	12
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	13
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適用であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	14
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け行う農作業の実施の促進に関する事項	17
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	18
5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	19
第7	その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 仁木町農業の概要

仁木町は、北海道の西部に位置し、気象条件に恵まれており、この立地条件を生かし果樹をはじめ、水稻、野菜を主要作物として農業生産を展開しており、近年、経営の発展を図る上で果樹・野菜等の施設園芸が導入されている。

今後は、この様な施設園芸における高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入し、地域としてのブランド産地化を図ることとする。

また、耕種を中心に、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合農業としての発展を目指す。

さらに、このような農業生産の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域の整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 仁木町農業の現状と課題

本町の農業は、土地基盤整備など諸施策により整備は進んでいるが、一方で、多額の負債、高齢化及び後継者不足に起因して離農が進み、遊休農地の増加が見込まれる。

今後は、年間を通じ、作物別に作業のローテーションを確立できる土地利用型部門を中心に経営規模の拡大を志向する経営体と、経営集約化の手段として施設化を図り、ミニトマト、パプリカ等の果菜類を主体とする集約的部門の導入を進める経営体との合理的な組み合わせを地域レベルで実践し、地域農業の複合化を進め発展を目指すものとする。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

町は、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な支援を行うための体制を整備し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、農業経営の改善による望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密支援体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

本町は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の

事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね430万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

① 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を發揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

② 農業経営の法人化

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度（2030年度）における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和12年度における農業法人数の目標数を60経営体（令和4年1月現在：36経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

③ 新規就農者の育成・確保

本町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業者等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のた

め、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

④ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、スマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

⑤ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

（5）農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※ 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

（6）多様な農業経営の育成・確保

経営規模の拡大だけでなく、高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（1）新規就農者の現状

本町の令和2年の新規就農者は6人であり、過去5年間を平均すると、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である果樹、施設園芸及び水稻の産地として生産量を維持・拡大するため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、町は青年等に農業を職業として選択してもらうよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規

就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2倍に増加させる。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあつては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を概ね達成することを目標とする。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得215万円程度)を目標とする。

(3) 地域ごとに推進する取組

① 仁木地区

従来からの基幹作物である果樹や施設園芸(ミニトマト等)を栽培する仁木地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(3人程度)を進め、農業協同組合、農業改良普及センター、農業委員会、関係生産組合等との密接な連携の下、果樹や施設園芸の栽培技術の指導や販路の確保に向けた支援を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

② 大江・銀山地区

従来からの基幹作物である水稻や施設園芸(ミニトマト等)を栽培する大江・銀山地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(2人程度)を進め、農業協同組合、農業改良普及センター、農業委員会、関係生産組合等との密接な連携の下、水稻や施設園芸の栽培技術の指導や販路の確保に向けた支援を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
1. 水 稲 + 野 菜	〔作付面積〕 水 稲 8.0 ha ミニトマト 0.2 ha 経営面積 8.2 ha	〔資本装備〕 トラクタ(50ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン 1台 乾燥機 2基 軽トラック 1台 除雪機(80cm) 1台 他 ミニトマトハウス 0.2 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
2. 果樹専業 I	〔作付面積〕 桜桃 0.9 ha ぶどう 0.7 ha 経営面積 1.6 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 フルツーカー 1台 スปีトスプレー 1/4台 軽トラック 1台 他 桜桃雨よけハウス 0.5 ha ぶどうハウス 0.5 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
3. 果樹専業 II	〔作付面積〕 桜桃 0.6 ha ぶどう 0.2 ha プルーン 0.2 ha 経営面積 1.0ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 フルツーカー 1台 スปีト`スプレー 1/4台 軽トラック 1台 桜桃雨よけハウス 0.5 ha ぶどうハウス 0.1 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
4. 果樹 + 野菜	〔作付面積〕 桜桃 0.3 ha ミニトマト 0.2 ha 経営面積 0.5 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 フルツーカー 1台 スปีト`スプレー 1/4台 軽トラック 1台 桜桃雨よけハウス 0.3 ha ミニトマトハウス 0.2 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
5. 野菜	〔作付面積〕 ミニトマト 0.5 ha 経営面積 0.5 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 軽トラック 1台 除雪機(80cm) 1台 他 ミニトマトハウス 0.5 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 3人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
6. 野菜 II	〔作付面積〕 ミニトマト 0.2 ha パプリカ 0.2 ha 経営面積 0.4 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 軽トラック 1台 除雪機(80cm) 1台 他 ミニトマトハウス 0.2 ha パプリカハウス 0.2 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 3人
7. 醸造用ぶどう専業	〔作付面積〕 醸造用ぶどう 3.0 ha 経営面積 3.0 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 スピードスプレーヤ 1/4台 ブロードキャスター 1台 乗用草刈機 1台 軽トラック 1台 他 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年などが目標とすべき農業経営の指標は第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
1. 水 稲 + 野 菜	〔作付面積〕 水 稲 8.0 ha ミニトマト 0.1 ha 経営面積 8.1 ha	〔資本装備〕 トラクタ(50ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン 1/2台 乾燥機 1基 軽トラック 1台 除雪機(80cm) 1台 他 ミニトマトハウス 0.1 ha 販売網の多様化により 価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
2. 果樹専業	〔作付面積〕 桜桃 0.5 ha ぶどう 0.2 ha プルーン 0.1 ha 経営面積 0.8 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 フルツーカー 1台 スピートスプレー 1/4台 軽トラック 1台 他 桜桃雨よけハウス 0.4 ha ぶどうハウス 0.1 ha 販売網の多様化により 価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
3. 野菜	〔作付面積〕 ミニトマト 0.3 ha 経営面積 0.3 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 軽トラック 1台 除雪機(80cm) 1台 他 ミニトマトハウス 0.3 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
4. 果樹 + 野菜	〔作付面積〕 桜桃 0.2 ha ミニトマト 0.1 ha 経営面積 0.3 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 フルツーカー 1台 スピートスプレー 1/4台 軽トラック 1台 桜桃雨よけハウス 0.2 ha ミニトマトハウス 0.1 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
5. 野菜 II	〔作付面積〕 ミニトマト 0.2 ha パプリカ 0.1 ha 経営面積 0.3 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 軽トラック 1台 除雪機(80cm) 1台 他 ミニトマトハウス 0.2 ha パプリカハウス 0.1 ha 販売網の多様化により価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の雇用従事者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
6. 醸造用ぶどう う専業	〔作付面積〕 醸造用ぶどう 3.0 ha 経営面積 3.0 ha	〔資本装備〕 トラクタ(30ps) 1台 スポーツスプレー 1/4台 プロトキスター 1台 乗用草刈機 1台 軽トラック 1台 他 販売網の多様化によ り価格の低下を防止	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経 営計画、労務、財 務、圃場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化に よる作業時間の短 縮 ・農繁期の雇用従事 者の確保 〔家族労働力〕 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

① 経営管理の合理化に対応し高い技術を有した人材の確保にむけた取組

本町の特産品であるミニトマトを代表とした野菜類や果樹、水稻などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、北海道農業担い手育成センター等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農の促進

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、経験年数が豊かな農業者の元での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

③ 農業従事者の安定確保への取組

農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

④ 多様な農業従事者への確保の取組

本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

(2) 本町が主体的に行う取組

- ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援
町が主体となって農業改良普及センター、農業委員会、指導農業士、農業協同組合、関係生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。
 - ② 就農初期段階の地域全体でのサポート
新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために仁木町新規就農者交流会への参加を促す。また、農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町果樹観光協会と連携して、町内外の物販イベントへの参加を推進する他、各生産組合が開催する生産流通に関する研修会への出席を奨励し、実需や消費者のニーズに応じた生産・出荷のためのアドバイスを行うなど、売れる農産物づくりを支援する。
 - ③ 経営力の向上に向けた支援
①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合、仁木町商工会による簿記の記帳や経営分析に関する研修会への参加を奨励する他、異業種との交流による優れた経営感覚を身につけるため北海道中小企業家同友会等が主催する研修会への参加を推奨するなど、きめ細やかな支援を実施する。
 - ④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導
青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。
- (3) 関係機関との連携・役割分担の考え方
- 就農に向けた情報提供及び就農相談については町、農業協同組合、技術や経営ノウハウについての習得については、町と農業改良普及センターが連携して開催する農村ゼミナール、関係生産組合が開催する栽培研修会、北海道総合研究機構花・野菜技術センターが行う技術研修等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。
- (4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
- ① 受入環境の整備
町、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、町内指導農業士等で構成する「仁木町新規就農者受入協議会」は、平成29年に発足し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた受入農家での研修の受入、各種情報（農地、生産組織等）の提供を行う。
また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。
 - ② 中長期的な取組
生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交

流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の本町の農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が本町における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関するシェアの目標	備 考
90%程度	

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町は、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、省力栽培等による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- ⑤ 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の開催時期及び周知方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である野菜・果樹・水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

(2) 参加者

参加者については、農業者、町、町農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の農業関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(3) 問い合わせ窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を仁木町産業課農政係に設置する。

(4) 活性化計画の活用

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(5) 進捗管理の実施

町は、地域計画の策定に当たって、北海道・町農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進

する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱第11の3の(1)の様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を町広報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公告する。

④ ①から③の規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相

当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること が 確 実 である と 見 込 ま れ る こ と、 定 款 又 は 規 約 を 有 し て い る こ と な ど 政 令 第 9 条 に 掲 げ る 要 件 に 該 当 す る も の に 限 る。 以 下 「 特 定 農 業 団 体 」 と い う。）を当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称および住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5)の①の認定をする。

ア ②に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項で定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該

縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、町に意見書を提出することができる。

- ④ 町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5)の①の認定を行う。
 - ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
 - ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
 - ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
 - ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- (8) 農用地利用規定の変更等
- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りではない。
 - ② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
 - ③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。
- (9) 農用地利用改善団体の勸奨等
- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地

利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農作業受託の推進に向けた取組等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織

の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確にし、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の促進

町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 農地中間管理機構に対する情報提供、事業の協力等

町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年11月6日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年5月6日から施行する。

- 3 この基本構想は、平成23年11月22日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年9月18日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成29年3月8日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和4年4月21日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年9月13日から施行する。
- 8 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。